

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年12月21日（金） 13：00開会

14：20閉会

1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ

2 欠席者

菅田 雅夫

3 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの革新推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	杉本	真一
秘書広報室長	糸崎	誠二
教職員課長	松下	大海
文化財課長	坂光	秀和
義務教育指導課長	立田	晃
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎
生涯学習課長	桑原	智津子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	報 第1号 令和5年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第3	報告・協議1 令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議2 医療的ケア児への通学支援について	5
日程第5	第1号議案 令和5年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について	7
日程第6	第2号議案 教職員人事について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第2号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の「令和5年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について」、第2号議案の「教職員人事について」は、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

報第1号 令和5年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： それでは、報第1号、令和5年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見についてですが、複数ありますので、報第1号の1から2に分けて、それぞれ説明させていただき、採決を採らせていただきます。
それでは、報第1号の1について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： それでは、報第1号の1につきまして御説明をいたします。
令和5年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の2により、知事から意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集するいとまがないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしております。今回御報告をして、承認をお願いするものでございます。
この度承認をお願いいたします議案は、資料の1枚目の資料中ほど、2の臨時に代理した事項にございます、この2件でございます。
資料に沿って、順番に御説明いたします。
初めに、令和5年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。
3ページをお開きいただければと思います。まず、3ページ、1でございますけれども、令和5年度一般会計補正予算につきまして、要求内容としましては、資料の中ほど、点線の枠囲みをしておりますけれども、令和5年広島県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、19億2,000万円余の増額となっております。この要求により、資料の1(1)歳入のところでございますけれども、教育委員会計の欄にございますとおり、4億1,700万円余の増額となり、補正後の歳入予算額は385億900万円余となっております。
また、(2)歳出でございますけれども、教育委員会計のところでございますとおり、19億2,000万円余の増額となり、補正後の歳出予算額は1,569億8,100万円余となっております。
続きまして、2の令和5年度高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、同様に、給与改定に伴う補正で、100万円余の増額となっております。こちらは、特別会計を扱う職員の給与増額ということでございます。
教育委員会の関係課が確認いたしまして、内容に問題がないことから、同意することが適当であると思われましたので、教育長が臨時に代理をし、12月6日付で同意する旨

の回答をいたしました。

御承認のほどよろしくお願いをいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続きまして、報第1号の2について、杉本総務課長、説明をお願いいたします。

杉本総務課長： 続きまして、報第1号の2によりまして、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

同じ資料の5ページをお開きいただければと思います。この条例案は、令和5年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の給料表を改定するなど、必要な改正を行うものでございます。

教育委員会に關係する具体的内容についてでございますけれども、まず、1の(1)令和5年4月の公民較差に基づきまして給料表を改定し、給料月額を上げるとともに、1の(2)のとおり、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

また、少し飛びますけれども、1(5)アについて、月額報酬による短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

また、2でございましてけれども、国の指定職に準じて、特別職などの期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

こちらの適用期日は、令和5年4月1日となっております。

また、令和6年度からの改正点が4点ございます。

1点目が、少し資料お戻りをいただきますけれども、1(3)のとおり、55歳を超える職員につきまして、勤務成績が標準の場合は昇給しないこととするというものでございます。

それから、2点目、1(4)でございましてけれども、暫定再任用職員と60歳を超える常勤職員の給料月額が均衡するよう、現在暫定再任用と定年引上げが混在する状況になっておりますので、給料月額が均衡するように水準を調整するというものでございます。

それから、3点目でございます。1(5)のイ及びウでございましてけれども、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の引上げを行うとともに、勤勉手当の支給に係る規定を整備することです。

それから、4点目でございまして、3でございまして。休暇制度ということですが、任期の定めのない常勤の職員が一定期間、不妊治療に専念することができる無給の休暇として、職員1人につき1年、六月単位で取得できる出生支援休暇を新設するものでございます。

以上4点の試行期日につきましては、次の令和6年4月1日となっております。

なお、市町立学校に勤務する県費負担教職員につきましても、先ほど御説明いたしました職員と同様に、給料表を改定するなどの必要な改正を行うこととしております。

教育委員会の關係課が確認をし、内容に問題がないことから、同意することが適当であると思われましたので、教育長が臨時に代理をし、12月6日付で同意する旨の回答をいたしております。

御承認のほどよろしくお願いをいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 1の(3)の昇給制度のことについて教えていただきたいのですが、55歳を超える職員について、勤務成績が標準の場合の昇給を停止ということは、あと考えられるとしたら、標準よりもいい人は昇給をし続けるということと、成績が不良の者については減額をするのかどうか、これが何か昇給停止というのは、その時点で何かマイナスですよ、

なので、頑張れば昇給してもらえるとこのを積極的に捉えるためにつくったのか、それとも、これが普通なのか、その辺のことがよく分からないので教えていただけますか。

松下教職員課長：　そもそもこの55歳以上の昇給停止について、国が国家公務員には導入をしております。既に平成26年の1月から55歳以上の昇給停止措置というのが導入されております。これ、当時のこの導入の理由としましては、50歳代後半層における官民の給与差を踏まえて、世代間の給与配分を適正化するという事で、50歳代後半層の給与水準の上昇を抑えるという目的で導入されております。

この国の制度に倣って、多くの県で既に55歳以上の昇給停止という実施されてるのですが、本県においては、独自の給料表を定める際に、定年まで昇給し続けるということで、これまでは55歳以上であっても昇給しておりました。

内容を申し上げますと、55歳昇給停止措置を導入する前ですけれども、極めて良好の場合は4号俸以上、特に良好が3号俸、良好が2号俸、やや良好でないが1号俸で、良好でない場合は減額はありますが、昇給しないということです。今回これ導入しますと、標準では昇給しないということになりますので、極めて良好の場合と特に良好の場合が昇給すると、良好以下ですね、良好、やや良好でない、良好でないが昇給しないということになります。

志々田委員：　よく分かりました。これを周知をすることが大事なのだと思いますので、きめ細やかな御説明をいただければと思います。以上です。

近藤委員：　1の(4)の暫定再任用職員の処遇改善なのですが、これは暫定再任用職員の方の給料が少ないから、60歳以上の常勤職員の給料月額に合わせるという趣旨で理解したらよろしいですか。

松下教職員課長：　今御指摘いただいたとおりでございまして、定年引上げ制度が後から導入されましたけれども、定年引上げ後の給与水準と既に導入されております再任用制度、定年引上げ制度によりまして暫定再任用という制度に変わっておりますけれども、暫定再任用職員の給与水準が定年引上げ後の給与水準よりも低いという状況がございまして、その均衡を図るということで、今回その暫定再任用職員の給与月額を引き上げると、調整するというでございまして。

近藤委員：　ありがとうございます。

平川教育長：　ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(　　なし　　)

平川教育長：　それでは、以上で本件の審議を終えます。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(　　全員挙手　　)

平川教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議1 令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長：　続きまして、報告・協議1、令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長：　それでは、報告・協議1によりまして、令和6年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の御説明をいたします。

最初のページがこの度報告させていただきます、令和6年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。2ページには、参考として、10年間の委員の構成表をつけております。網かけをしております令和2年度が直近で、来年度と同様の、中学校も採択を行った年度でございます。3ページ、4ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。5ページには、令和6年度教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の太線の枠で囲んでいるところは、本日のこの教育委員会

議に当たります。6ページには、令和5年度の広島県教科用図書選定審議会委員、今年度の委員をお示ししております。

それでは、説明に入ります。

資料の最初のページ、1ページにお戻りください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

教科用図書選定審議会は、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、毎年度、県教育委員会に置くこととされているものでございます。

まず、1の選定審議会における重点審議事項を御覧ください。来年度の選定審議会においては、こちらの2点について審議していただくこととなります。中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校中学部で使用する文部科学省検定済教科用図書。そして、義務教育諸学校で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書についてでございます。

次に、2の委員の選任に当たっての基本的な考え方を御覧ください。六つの考え方を示してございます。こちらについて、昨年度からの変更はございません。

次に、3の委員の構成について御覧ください。委員の区分につきましては、1号委員として義務教育小学校の校長及び教員、2号委員として教育委員会の関係者、3号委員として教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。この区分は、3ページ開いていただき、上から四つ目の枠にございます構成の欄に示しておりますように、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づいたものでございます。

委員の定数につきましては、その下の枠内でございますように、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例により、20人となっております。

1ページ、最初のページにお戻りください。20人の内訳は、下の表にお示ししておりますとおりでございます。来年度は、先ほど申し上げましたように、中学校、そして義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校中学部で使用する全教科の教科用図書の採択及び特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、こちらの採択についての審議となります。

1号委員7名につきましては、公立中学校から3名、国立及び私立の中学校から1名ずつ、小学校、特別支援学校から1名ずつとしております。2号委員につきましては、本年度と同様でございます。3号委員につきましては、昨年度、大学関係者を1名としておりましたところを2名に増やしてございます。これは、令和6年度が中学校用の教科書の採択年度であり、より学問的な専門性が求められること、さらに、急速な情報化が進むなど社会が大きく変化してる中、情報教育等に関する知見のある方を任命する必要があると考えたことによりです。こちらに伴い、昨年度は、小学校でございましたので、幼保小接続の観点から入っておりました幼児教育関係者の枠を減らしてございます。今後慎重に人選を行い、3月の教育委員会会議におきまして、審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

説明は以上です。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 毎年手堅く進めていただいていることで、来年度は少し範囲が広いようですけども、同じように進めていただけると安心しました。

瑣末なことなのですが、3分の1ずつ1号、2号、3合の委員を入れましょうということで、20人という定員の中で、7、6、7とになってるんですが、別に21の定員を変えて、7、7、7でもいいような気もしますが、何かこだわりがあることなのか。

立田義務教育指導課長： 以前にもこの委員会の中でその条例で20人と定めてることについて、その枠の検討もという意見をいただいたとございまして。そこも踏まえて課内で話をいたしまして、主に中学校の採択になるというところで、ニーズの枠を考えて、今年度の議論の様子を見まして、20名で十分議論が深められると判断したところでございます。

志々田委員： ありがとうございます。そこを御検討いただいているのであれば全く構いませんけれども、それこそ、先ほどおっしゃっていただいたように、変化の激しい社会の中で何がベストかということを考えるときに、1人でも人数が多いというのは大きな多様性の確保にとって必要なもので、是非、ほかの案件に出てきたときに、例えば今まで、今回は中学校なので大丈夫ということは、ほかの学科とか、ほかの科目で、ほかの学校種で必要な場合は、是非柔軟に御検討いただければと思います。以上、意見です。

中村委員： 昨年の3号委員に幼児教育関係者を入れていた理由をもう一回説明していただけますか。

立田義務教育指導課長： 昨年度、小学校用教科書の採択年度であり、幼保小接続の観点から、幼児教育・保育関係者を委員に昨年度加えたという状況でございます。

次回、小学校用の教科書の採択年度が令和9年度になってきますので、その際にはまた改めて、再度、幼児教育・保育関係者を迎えることも検討して参りたいと考えてございます。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 医療的ケア児への通学支援について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、医療的ケア児への通学支援について、津村特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

津村特別支援教育課長： 医療的ケア児への通学支援について御説明いたします。

医療的ケア児への通学支援は、保護者の負担軽減のため、県立特別支援学校の生徒等のうち、医療的ケアを理由にスクールバスが利用できず、保護者送迎により通学している生徒等に対して、自宅と学校間の通学を介護タクシーに訪問看護ステーションから派遣された看護師が同乗し、通学を支援する事業です。

今年度7月から順次試行し、その結果を検証いたしました。

2、現状の(1)試行実施の状況の表を御覧ください。本事業の対象者は30名で、そのうち19名が通学支援を希望していましたが、6名は、体調が安定しない、協力してくれる訪問看護ステーションが見つからないなどの理由で契約に至らず、13名について実施したところでございます。

実際に本事業を利用した保護者へのヒアリングにより、ふだん利用している事業所を使えることから、保護者が安心して利用できること、また、保護者が家事や仕事をする時間が確保でき、保護者の負担が軽減されたなど、当初のもくろみと大きく変わらず、一定程度の妥当性を検証することができましたので、令和6年1月から3月において通学支援を実施することといたします。

3、概要を御覧ください。利用希望者は、試行実施と同様、19名ですが、試行実施との違いは次の2点です。一つ目は利用回数です。試行実施は3か月程度の期間内で48回と上限を設けておりましたが、1月からは上限を設けず、本人の希望する回数で利用できることとします。二つ目は実施方法です。保護者へのヒアリングにより、協力可能な事業所や送迎用車両が見つかりにくいといった声がありましたので、この課題を解消するため、これまで対象としていなかった放課後等デイサービスも利用することができることとします。これらの方法により、希望者全員が通学支援を利用できるよう、学校や事業所等と連携して参ります。

また、令和6年度以降については、令和6年1月から3月で実施するスキームと同様の方法により、通年で実施することを検討しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 今後の実施のところの変更点が、訪問看護ステーションに限らず、放課後等デイサービスに所属する看護師さんにもお願いができるということなんでしょうか。

津村特別支援教育課長： おっしゃるとおりでございます。

近藤委員： 実際、試行的に、実験的にやってみて、放課後デイサービスにもお願いができたというような声があったということなんでしょうか。

津村特別支援教育課長： これについては、契約できなかった保護者から、放課後等デイサービスが対象であれば利用できたといった声がありましたので、拡大するというにいたしました。

近藤委員： じゃあ、かなり効果が期待できるところなのですね。分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

19名中、今13名の方が契約をしておられるということで、あと6名の方の通学ができるようになればいいなと思うのですが、この予算、一部国庫って書かれてくださっている2,914万6,000円という予算なのですが、3の(4)ですが、これは、この予算額と

- 津村特別支援教育課長：　　というのは、あと6名の方も含めて事業するに足りる予算額とに理解してよろしいですか。
- 津村特別支援教育課長：　　ここに示してありますのは、1月から3月までのものでございます。また4月以降については別途のことになろうかと思えます。
- 細川委員：　　ということは、すみません、今利用、契約しておられる13名の方に対する予算額ということでしょうか。
- 津村特別支援教育課長：　　この度について希望されてる方の予算額で、1月から3月に限りましてはということでございます。
- 細川委員：　　ありがとうございました。
- 実は、特別支援学校に通う子供たちのいろいろな支援があると思うのですが、私たちも、例えば一つは、就職サポート隊ひろしまというものがある、特別支援学校の子供たち、生徒の皆さんの就職支援等に関わっているいろいろな御協力をいただく企業がかなりの数上がっているところもあるんです、医療的ケア児への通学支援について、金銭的な面だけでなく、そういう協力的なところをそういう、せっかくここで登録をしてくださって、いろいろ御協力いただいている企業の皆さんに何か御協力いただけるようなことはあるのでしょうか。
- 津村特別支援教育課長：　　そういったことも含めまして、課内でいろいろ情報を共有したいと思っております。ありがとうございます。
- 細川委員：　　実は、健康福祉局様がされているTeamがん対策ひろしまというところにもかなりの数の企業が登録をされているのですが、色々な方向から御支援をされていると思うんですよ。この特別支援学校に対する支援というのは通学支援にとどまらず、いろいろなものがあると思うのですが、ここでは通学支援ですが、そういうことに非常に得意な業種の方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うので、いろいろと働きかけをいただいて、金銭面だけでなく、技術的なものとか、ノウハウとか、いろいろまた課内、特別支援課と企業の交流を図っていただければと思うのですが、いかがですか。
- 津村特別支援教育課長：　　今伺った御意見を踏まえまして、持ち帰って課の中で共有していきたいと思えます、研究してみたいと思えます。
- 中村委員：　　この試行実施の事業の対象者数30名って、これは全県でこの医療的ケア児でこの事業の対象となるのが30名ということですか。
- 津村特別支援教育課長：　　全県でございます。全県からの県立の特別支援学校に通う生徒の中での対象者ということでございます。
- 中村委員：　　その中で、希望者が19名ということなのですが、希望されない方の理由というのはどんなことなんでしょうか。
- 津村特別支援教育課長：　　学校が近いために、保護者自身で送ったほうが安心だとかというような声がありました。
- 中村委員：　　分かりました。
- すごくいいことだと思うのですが、この(2)の書き方が課題から入ってるので、何かこの事業の課題の、むしろ医療的ケア児がいらっしゃる家庭にとってはすごく助かることですね。であれば、すごく効果があったということなのではと思うのですが、この文章の書き方が何かもやっとする、読んで何かという気がしましたので。
- 津村特別支援教育課長：　　ありがとうございます。多くの方からは、利用された方からは、非常に助かったという声が多く届いております。
- 中村委員：　　更に使いやすくして、事業本格実施ということなんで、是非進めていただきたいと思えます。
- 平川教育長：　　ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
- それでは、以上で本件の審議を終えます。
- 続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は退席のほどお願いいたします。

【非公開案件】

(13:33)

第1号議案 令和5年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和5年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

県立学校講師（非常勤）の信用失墜行為に係る人事措置（停職1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:20)